

一般社団法人日本看護技術学会 評議員・役員選挙規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人日本看護技術学会（以下、「本法人」という。）の定款第18条、第19条、第34条、第38条に定める評議員・役員選挙について定める。

(選挙管理委員会)

第1条

評議員・役員選挙を行うために、選挙管理委員会を設置する。

第2条

選挙管理委員会については、別に定める。

(評議員の選挙)

第1条

定款17条（評議員の設置）に基づき、評議員の選出は以下の地区毎に行う。

- (1) 中国、四国、九州地区
- (2) 近畿、中部地区
- (3) 関東（東京をのぞく）、甲信越地区
- (4) 東京地区
- (5) 東北、北海道地区

第2条

選挙権を有する正会員とは、この場合、選挙実施年の当該年度の年会費を7月末日までに納入を完了した者とする。正会員の所属地区は、年会費請求書送付先として登録されている住所をもって定める。

第3条

各地区の正会員数を30名で除して、15名以上の端数が出た場合は、1名を加えた数を、その地区の評議員の定数とする。選挙前に予め選挙管理委員会が各地区の当選者の定数を定め、公示する。

第4条

被選挙権を有する正会員とは、この場合、入会年度を含めて2年以上入会し、選挙実施年の当該年度の年会費を7月末日までに納入を完了した者、任期中に70歳に達しない者とする。

第5条

選挙人名簿および、被選挙人名簿を、選挙管理委員会で作成し、理事会の承認を得る。選挙管理委員会は、承認された被選挙人名簿を正会員に公示しなければならない。

第6条

選挙期日を、選挙管理委員会で決定し、「一般社団法人日本看護技術学会 評議員選挙告示」として、本学会ウェブサイトおよび正会員宛てメールで告知しなければならない。定められた投票締め切り日までに、投票を完了するよう、選挙管理委員会は徹底周知する。

第7条

選挙は、無記名投票によりインターネットを用いたオンラインシステムで行う。

第8条

開票は、選挙管理委員会が行い、立会人として理事2名を置かなければならない。

第9条

当選者の決定は、有効投票数の多い順とする。投票の結果が同票の場合、会員歴の長い候補者から順番に当選者とし、会員歴も同じ場合は、年齢の高い候補者から順番に当選者とする。

第10条

選挙管理委員会は、選出された者にその旨を通知し、就任の承諾を得る。選出された者が辞退した場合は、次点者を順に繰り上げ、同様の手続きをとる。

第11条

選挙管理委員会は、選出された評議員の得点順位名簿を作成し、理事会に報告する。得点順位名簿は、事務局が保管する。理事長は、当選者を正会員に公告する。

第12条

補欠評議員は、選挙で当選者が確定したあとの次点者とする。地区ごとに順位をつけた10名の次点者からなる補欠評議員名簿を、選挙管理委員会は作成する。補欠評議員名簿は、事務局が保管する。

(理事・監事の選挙)

第1条

選挙管理委員会は、評議員を決定した後、役員を3期連続した評議員を除いた者から、互選による理事ならびに監事の選挙を行う。

第2条

選挙実施年の理事会で、理事と監事の選出人数を決定する。

第3条

選挙の実施は、評議員の選挙に準じる。

第4条

同一者が、理事および監事の両方で当選した場合は、理事を優先する。

第5条

選挙管理委員会は、選出された理事、監事の名簿を作成し、理事会に報告する。理事長は、当選者を正会員に公告する。

第6条

理事・監事の各3名ずつの次点者からなる補欠役員名簿を、選挙管理委員会は作成する。補欠評議員名簿は、事務局が保管する。

(欠員が生じた場合のとりあつかい)

第1条

事務局は、任期満了以外で、評議員・役員の退任の案件が発生した際は、速やかに選挙管理委員会に報告する。

第2条

選挙管理委員会は、欠員が生じたことを理事長に報告し、補欠評議員・補欠役員の順位に従って評議員・役員を選出する。

第3条

補欠評議員・補欠役員の任期は、前任者の任期が満了するまでとする。選挙管理委員会は、選出された評議員・役員を理事会に報告する。理事長は、当選者を正会員に公告する。

(無効票)

第1条

本規程に反するもの。

本規程は2003年9月13日の総会で承認された。

- 1) 2012年9月15日一部改正し実施する。
- 2) 2013年2月23日一部改正し実施する。
- 3) 2018年6月28日一部改正し実施する。
- 4) 2019年3月8日一部改正し実施する。
- 5) 2019年11月21日一部改正し実施する。
- 6) 2023年5月30日一部改正し実施する。